空 港 用 化 学 消 防 車

特 記 仕 様 書

青　森　県

目　次

１．総則
　１．１　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・　１　頁
　１．２　提出図書等　・・・・・・・・・・・・・・　１　頁
　１．３　納入等　・・・・・・・・・・・・・・・・　１　頁

２．構造及び機能
　２．１　シャシ　・・・・・・・・・・・・・・・・　１　頁
　２．２　車体　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２　頁
　２．３　電気装置　・・・・・・・・・・・・・・・　２　頁
　２．４　特殊装置　・・・・・・・・・・・・・・・　２　頁

３．塗装等
　３．１　標示等　・・・・・・・・・・・・・・・・　２　頁

４．装備
　４．１　特殊装置　・・・・・・・・・・・・・・・　２　頁

５．付属品及び予備品等
　５．１　付属品　・・・・・・・・・・・・・・・・　３　頁
　５．２　予備品　・・・・・・・・・・・・・・・・　３　頁

６．検査
　６．１　追加　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３　頁

７．保証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３　頁

１．総　　則

１．１　適　用　範　囲

（１）　本仕様書は、青森空港及びその周辺において発生する航空機の事故による火災の消火及び人員の救助を行う空港用化学消防車（以下「消防車」という。）を製造及び納入する場合の性能、構造及び機能、検査等の特記事項に関する仕様の大要を規定するものである。

（２）　本仕様書及び空港用化学消防車共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に明記されていない事項、疑義については、青森県と請負者が協議のうえ決定するものとする。

１．２　提出図書等

1.2.1　完成図書

共通仕様書「1.6.1 完成図書」で定める製作図面には、電気装置及び配線図を含むものとする。

1.2.2　取扱説明書

共通仕様書「1.6.2 取扱説明書」に定める提出部数は、各３部とする。

１．３　納入等

1.3.1　納入車両

納入車両は共通仕様書に定める「空港用６０００立級化学消防車」とする。

1.3.2　納入場所及び台数

消防車の納入場所及び納入台数は下記のとおりとし、納入に際して全ての費用と手続きは請負者の負担とする。

なお、車両の新規登録は行わないものとする。

納入場所	住　　所	台　数
青森空港	青森市大字大谷字小谷１－５（空港エプロン内）	1

２．構造及び機能

消防車は寒冷地仕様とし、性能及び構造はこれを満足すること。

２．１　シャシ

2.1.1　機関

（１）冷却方式

共通仕様書「3.2.1（２）冷却方式」において、ラジエーターは着脱作業ができる構造であること。

（２）燃料系統

共通仕様書「3.2.1（３）燃料系統」において、燃料噴射ポンプは着脱及び調整作業ができる構造であること。

（３）潤滑油系統

共通仕様書「3.2.1（５）潤滑油系統」において、潤滑油系統には、潤滑油排出作業がしやすい場所に排出口を設けること。

（４）その他

共通仕様書「3.2.1（７）その他」において、セルモーターの着脱作業ができる構造とすること。

2.1.2　制動装置

共通仕様書「3.2.6 制動装置」において、主制動装置、駐車制動装置及び二次制動装置のエアータンクは、水抜きが車体の側面からできる構造であること。

またブレーキライニングのダストカバーは着脱が容易にできる構造であること。

2.1.3　車輪

共通仕様書「3.2.8 車輪」に定めるタイヤは、冬用タイヤを装備するものとする。

２．２　車体

2.2.1　運転室

共通仕様書「3.3.1（７）運転室」において、運転室両側に設ける「ステップ」には、滑り止めを設けること。

２．３　電気装置

共通仕様書「3.6 電気装置」に定める車載無線機の出力端子類及び関係電装類は、２台分とする。

２．４　特殊装置

共通仕様書「3.7 特殊装置」に定める保温装置及び運転室冷房装置を取付けること。

３．塗装等

３．１　標示等

3.1.1　消防車車体

消防車車体の名称は、下記のとおりとする。

（１）名称　　青森県（両側面）

（２）標識番号　　１

（３）字体　　別途協議すること。

（４）標示寸法　　別途協議すること。

４．装備

４．１　特殊装置

消防車に取付ける特殊装置は、下記のとおりとする。

4.1.1　車載用無線機（出力５W設定、架台共）　　２台

周波数　AM153.450MHz･･･1台　AM154.210MHｚ･･･1台

（スタンダード社　GX5550VFT同等品以上）

4.1.2　エアバンドレシーバー（機種別途協議）　　１台
4.1.3　ＦＭ付ラジオ　　１台
4.1.4　後方確認用カラーカメラ　　１式

５．付属品及び予備品等

付属品及び予備品は、共通仕様書の規定及び下記による。

なお、下記に定めるものの他、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）で定める「空港業務マニュアル第一部　救難及び消防」に定める救難消防車両に搭載される救難用具（空港カテゴリー８－１０）を全て搭載できること。

５．１　付属品等

5.1.1　救助用器材

（１）携帯用強力ライト（共通仕様書規格品）　　１個追加（計２個）

5.1.2　付属品

数量は各１台分とし、規格については納入消防車に適合するものとする。

（１）一般分解組立工具　　一式
（２）　消火装置用工具　　一式
　　グラントパッキン締付スパナ　　１個
　　ホースリール用スパナ　　１個
　　その他消火装置用分解及び調整に必要な主要工具　　各一式
（３）　その他消防車に必要な付属品　　一式

５．２　予備品

数量は下記のとおりとし、規格については納入消防車に適合するものとする。

5.2.1　タイヤドーリー　　１組
5.2.2　吸管用ちりよけかご　　１組
5.2.3　その他消防車に必要な予備品　　一式

６．検査

検査は、青森県の立会の下に、下記及び共通仕様書に規定する事項について行うものとする。

なお、下記検査以外に中間検査を行い、試験記録等を提出させることがある。

６．１　追加

6.1.1　機能確認検査

共通仕様書「8.1.2　機能確認検査（５）特殊装置」に「運転室冷房装置」を追加する。

6.1.2　性能検査

共通仕様書「8.1.3　性能検査（４）特殊装置」に「運転室冷房装置」を追加する。

７．保証

納入後１年以内に、設計又は材料の不良、製作上の欠陥によるものとみなされる故障若しくは損傷が発生した場合は、請負者の負担において無償修理を行うものとする。

なお、納入者の重大な過失等によって故障等が発生したときは、上記期限経過後であっても、県と協議のうえ、無償修理を行わせることがある。